

大和町南高井地区計画(原案)に関する説明会
 質問及び意見に対する回答の要旨

日 時 令和4年6月26日(日) 午前9時30分から午前10時30分まで
 午前11時00分から午前12時00分まで

場 所 愛知西農業協同組合 大和支店 大会議室

参加者 19名

次 第 (1) 地区計画とは
 (2) 都市計画マスタープランについて
 (3) 市街化調整区域内地区計画運用指針について
 (4) 大和町南高井地区計画(原案)
 (5) 質疑応答

種別	番号	質問及び意見(要旨)	回答(要旨)
雨水対策について	1	地下貯留槽の容量はどれくらいの雨に耐えられるのか。	30年確率降雨に対して、開発行為前より多く雨水が流れ出ないようにしています。数値で示すと24時間の総雨量で276mm、10分間降雨強度で135mmに耐えうる計算となります。
	2	貯留槽の排水先はどこか。	区画に隣接する水路に放流し、西側の光堂川へ排水されます。
	3	光堂川の排水能力は大丈夫なのか	排水は貯留槽の容量がいっぱいになった時もしくは降雨の影響がない時に行われ、基本は敷地内の雨水は貯留槽に貯めることとなります。
	4	貯留施設について、もっと大きなものにできないのか。	本計画では30年確率降雨に対応した貯留施設となっています。 地下貯留槽の大きさは、通常の開発許可と比べて約2倍、雨水浸透阻害開発許可で設置しなければならない大きさと比べても約1.4倍であり十分な容量であると理解しています。
	5	冠水した際、今は田越しで排水されるが、施設が築造されると堰き止められてしまうことが予想される。調整池だけでは処理できないと思われるため、対策をして頂きたい。	本地区計画の雨水対策については、開発前後で排水に影響を及ぼさないような規模として、今回の地下貯留槽及び透水性舗装となっています。 地域全体の総合的な治水対策につきましては、市の総合治水計画に合わせて対策を行っていくこととなります。

雨水対策について	6	光堂川の水位が高い場合、排水を止めることはできるのか。	今回の雨水対策は、光堂川へ排水する量を開発前の田であったときに光堂川へ排水していた量と同じか、それ以下に抑えるという考え方で
	7	地下貯留槽の管理はだれがするのか。	事業者の管理となります。
	8	地下貯留槽について、事業者に都合のよい管理とならないか。	施設築造時に市が立会検査を実施し、協議どおりの構造で作られているかを確認します。
	9	本計画以外にも貯留槽を設置する施設を開発しているが、それぞれ連携して排水するのか。	個々の施設の計算結果により排水規準を設定しているので、それに基づき排水をおこないます。
	10	貯留槽の放流量・時期について、放流先の状況も鑑みて、それぞれの施設が連携して管理できるような体制が必要であると思う。	ご意見として賜ります。 貯留槽計算は愛知県河川課とも協議して進めており、光堂川への放流については貯留槽の容量を超えた分を無制限に排水するわけではなく、放流しても大丈夫な量を計算し、その量を超えないように少しずつ放流することになっています。 これについては他の施設でも同様であるため、光堂川への排水が集中しないよう配慮はされています。
	11	治水対策について、ソフト対策も進めてほしい。	現在行っている対策と併せて、ご意見として賜ります。
環境対策について	12	行政として、騒音・振動について、どのように指導・規制をされるのか。	工事において、騒音規制法第2条第3項、振動規制法第2条第3項及び県民の生活環境の保全等に関する条例（以下、県条例という。）第46条第1項に基づく特定建設作業を実施する場合は、騒音規制法第14条第1項、振動規制法第14条第1項及び県条例第46条第1項に基づき届出書を提出する必要があります。また、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、速やかに立入検査を実施し、必要な指導を行います。 建築施設において、騒音規制法第2条第1項、振動規制法第2条第1項及び県条例第6条第1項に基づく施設を事業場内に設置する場合、騒

環境対策について			音規制法第6条第1項、振動規制法第6条第1項及び県条例第7条第2項に基づき届出書を提出する必要があります。届出受理後、速やかに立入検査を実施し、必要な指導を行います。
	13	建築後、騒音・振動について、適切に運用されているかの確認はどの範囲まで実施されるのか。	敷地内から発生する騒音・振動について、騒音規制法第4条、振動規制法第4条及び県条例第6条第1項に基づく規制基準に適合しないことにより、その特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは速やかに立入検査を実施します。 立入検査時においては、騒音規制法第5条、振動規制法第5条及び県条例第18条に基づき規制基準を遵守するよう指導します。 なお、大和町南高井地区の規制基準は、騒音が昼間（8～19時）60dB、朝・夕（6～8、19～22時）55dB、夜間（22～翌日6時）50dBです。振動が昼間（7～20時）65dB、夜間（20時～翌日7時）60dBです。
	14	行政として、大気汚染について、どのように指導・規制をされるのか。	大気汚染防止法 第2条第2項及び県条例第2条第4項に基づくばい煙発生施設を始めとする大気汚染に係る施設を事業場内に設置する場合、大気汚染防止法第6条第1項及び県条例第7条第1項に基づき、ばい煙発生施設設置届出書を始めとする届出書を提出する必要があります。届出受理後、速やかに立入検査を実施し、必要な指導を行います。
	15	建築後、大気汚染について、適切に運用されているかの確認はどの範囲まで実施されるのか。	現在の計画においては、法又は条例による届出を要する施設がないため、確認は行いません。
	16	大気汚染について、施設完成後に検査は実施されるのか。	届出がなければ行いません。
	17	大型トラック等による粉じん、ばい煙が危惧される場合どうすればいいか。	市に連絡をいただけるようお願いします。

治安・交通安全対策について	18	行政として、交通安全について、どのように指導・規制をされるのか。	<p>道路法第 29 条において、「道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない」と規定されております。また、都市計画法第 32 条においては、「開発許可を申請しようとする者は、公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない」と規定されております。</p> <p>今回、地区計画区域内で開発行為を行おうとする者は、都市計画法第 34 条第 10 号に基づく開発許可申請が必要となりますので、先程の 32 条に基づく協議のなかで交通安全について指導するものとなります。あわせて、道路を改築するときには道路法 95 条の 2 により道路管理者は、愛知県公安委員会の意見を求めることとなります。</p>
	19	建築後、交通安全について、適切に運用されているかの確認はどの範囲まで実施されるのか。	<p>開発工事完了時には都市計画法第 36 条に基づく完了検査を受けなければならないため、交通安全施設の設置については検査時に確認します。</p> <p>その後は、市へ帰属されるため、維持管理については道路管理者が行うこととなります。</p>
	20	新設道路の制限速度は何キロになるのか。	今後の公安委員会との協議によりますが、現在は速度規制の決定に至っておりません。
	21	歩道部にガードパイプの設置はあるか。	道路 2 号、道路 3 号に設置する予定です。
	22	自転車通行帯の整備はするのか。	検討した結果、今回の道路整備が部分的となるため、自転車通行帯の整備は行ないません。
	23	計画地南側道路（県道一宮西中野線）について、東側計画道路の整備又は大型車の通行規制をしてほしい。	<p>本路線につきまして、都市計画道路の予定線があり将来東側に繋がる計画ですが、現在計画決定の段階で整備については未定です。</p> <p>また本路線は県道であり、大型の通行規制は一般的に難しいと思われまます。東側道路が整備された際は交</p>

治安・交通安全対策について			通規制とは別の対策の検討が必要と思われます。
	24	中学校前の横断歩道について、押しボタン信号の設置はできないか。	警察の管轄となるため、警察に申し送ります。
	25	行政として、治安について、どのように指導・規制をされるのか。	都市計画法において地区計画を定めるにあたり、治安に関して具体的な規定はありません。しかしながら、一宮市安全なまちづくり条例の第6条において、一宮市内における交通安全及び地域防犯の推進について事業者の役割を示しているところです。 本地区計画の原案におきましては、事業者はこの条例の趣旨をご理解いただき、交通安全及び地域防犯の推進に協力をお願いしているところです。
	26	建築後、治安について、適切に運用されているかの確認はどの範囲まで実施されるのか。	都市計画法において地区計画を定めるにあたり、治安に関して具体的な規定はありませんので、建設後の検証を行う法手続きはありません。
	27	防犯カメラの設置をしてほしい。	事業者で設置し、町内で管理されるのであれば可能性があります。事業者に申し伝えます。 また、町内管理については市の補助金制度もあります。
	28	施設従業員に対する治安・交通安全等の教育を指導するのか。	一宮市安全なまちづくり条例において、一宮市内における交通安全及び地域防犯の推進について事業者の役割を定義しています。
	29	地域の高齢化が進んでいるのと中学校が近いこともあるため、治安・交通安全教育の実施を指導して頂きたい。	ご意見として賜ります。
施設について	30	物流施設について、危険物を取り扱うものを除くとあったが指定可燃物も含めるか。	指定可燃物は対象外です。消防法により別途、規制を設けております。 ※回答に誤りがあったため、訂正しております
	31	緑地はどのような用途で使われるのか。	緩衝帯として緑地でのみの使用となります。
	32	緑地の管理者はどこになるのか。	事業者での管理となります。 管理について連絡が必要な場合は、直接事業者または市を経由しての連絡をお願いします。

工事施工について	33	工事期間中の工程表は示してもらえないか。	地元役員に事前に示す予定です。周知方法等についても別途相談予定です。(事業者)
	34	工事中および運用開始後の問題点・苦情・相談などの問い合わせ先はどこですか。	問い合わせ内容により、担当課が異なると思いますが、第一報は、都市計画課にて承りますので、よろしくお願いたします。
	35	廃止になった下水管があると思うが、トラック等で陥没等の心配はないか。	現歩道の下にボックスカルバートが埋設されております。戸塚ニュータウンが造成された当初に造られた排水施設であり、現在も供用中で、一宮市で維持管理を行っているものです。 今回の計画において、新たに設けられる交差点や乗入口におきましては、トラック等の車両荷重に対応できるよう改良が必要になってくることが想定されます。具体的な対策法は、今後、事業者と道路管理者にて協議をすすめる予定です。
その他	36	一宮市大和町において、今後の地区計画予定はあるのか。	大和町妙興寺地区計画がございます。こちらは名鉄妙興寺駅より徒歩圏に位置しており、住宅地形成を目的とした地区計画となっています。
	37	蓋掛けする水路について、蓋掛け前に清掃してほしい。	担当の維持課に清掃の依頼をします。

(配布資料)

- ・大和町南高井地区計画（原案）-概要版-